

## 第 4 編 その他災害応急対策

## 第 1 節 海上における石油等危険物の大量流出災害に対する計画

海上における石油等危険物の大量流出による災害が発生した場合、その被害の軽減を図るため、迅速的確な応急対策を実施する。

### 1 連絡体制

災害が発生した場合は、泉州南消防組合、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及びその他消防関係機関に連絡し、協力を要請するとともに、大阪湾内の広域に及ぶものについては、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会の協力を得る。

### 2 応急対策

本市地先海上においてタンカー等の衝突事故等により大量の石油が流出した場合、速やかに次の措置を実施する。

- (1) 事故の情報収集を行うとともに、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）並びに関係機関等に速報する。
- (2) 事故状況の把握に努め、関係機関等と情報共有を図る。
- (3) 被害の拡大を防ぐための措置について、関係機関等は連携を図り、役割に応じた対応を行う。
- (4) 大阪港湾局阪南建設管理課等にオイルフェンスの展張要請を行う。

## 第2節 航空機事故に対する計画

市域において、航空機の墜落等により事故が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るために迅速的確な応急対策等を実施する。

### 1 組織計画

#### (1) 情報連絡体制

ア 市域において航空機事故が発生した場合、発見者は直ちに新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））及び防災関係機関に通報するものとする。

イ これを受けた新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））及び防災関係機関は、必要な連絡を情報通信連絡系統により行う。

なお、防災関係機関とは、関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、大阪府、大阪府警察、地元市町、泉州南消防組合、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））、その他必要と認められる機関をいう。

ウ 連絡を受けた防災関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地元住民等に必要な事項について連絡・広報する。連絡・広報に関して必要な場合は、報道機関の協力を要請する。

エ 通信連絡の窓口は、危機管理課とする。

オ 危機管理課は、航空機事故により災害が発生した場合は、関西国際空港の設置する航空機事故総合対策本部、消火救難・救急医療調整所及び現場連絡所、並びに泉州南消防組合から絶えず情報を収受する。

#### (2) 災害対策本部の設置

総務部長は、市長、副市長に報告の上、その判断により航空機事故応急対策本部を設置、または災害警戒体制をとる。本部設置の場合の設置場所は、原則として防災コミュニティセンターとする。

災害の規模に応じた応急対策措置を推進するために必要な場合は、本部を適当な場所に移動設置、または現地災害対策本部を設置することができる。

### 2 動員計画

航空機事故応急対策の実施に際しての、職員の動員は消防職員を主体とし、一般行政職員については、「阪南市災害対策本部事務分掌」を準用し、必要な措置を行うものとする。ただし、泉州南消防組合の業務分担については別に定めるところによる。

### 3 応急対策活動

航空機事故応急対策活動は次の事項を行う。

#### (1) 情報収集・伝達

#### (2) 消火・救援・救急活動

- (3) 救護地区の設置
- (4) 避難指示・誘導
- (5) 遺体収容所の設置
- (6) その他必要な事項

#### 4 応援体制

##### (1) 協定等による応援体制

市は、次の協定に従い、新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））、その他防災関係機関と協力して迅速な応援体制をとる。または応援を受けるものとする。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 関西国際空港消火救難協力隊

##### (2) 自衛隊の災害派遣要請

市は、必要があると認めるときは、大阪府に対して災害派遣要請を行う。

## 第3節 突発重大事故に対する計画

突発重大事故とは、列車事故、自動車事故等の交通事故、大火災・大爆発事故、踏切における事故、サリン等毒物による事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指す。

市または防災関係機関は、突発重大事故の際には、相互に連絡をとり、的確に応急対策を図る。

### 1 対応措置

#### (1) 通報

市内において突発重大事故を発見した者は、直ちに市、泉南警察署、泉州南消防組合等に通報する。

#### (2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、防災関係機関は、救助、救急医療その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。必要に応じて、前線指揮本部の形態を取ることもある。

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や程度に応じて、災害対策本部の設置や活動に準じて実施する。

#### (3) 情報の収集・伝達

市、大阪府及び当該事故の防災関係機関は、情報の収集に十分な連絡体制をとり、相互に情報を交換する。

#### (4) 救助、救急医療活動

##### ア 市、大阪府、病院及び当該事故防災関係機関

- (イ) 医師及び看護師の派遣
- (ロ) 医療機材及び医薬品の輸送
- (ハ) 負傷者の救助
- (ニ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

##### イ 阪南市赤十字奉仕団

事故の通報を受けた場合、直ちに救護班による現地での医療・救護活動を行うとともに、医療施設も受け入れ体制の確保に努める。

#### (5) 消防活動

泉州南消防組合及び消防団は、消防活動、災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

#### (6) 救援物資の輸送

市、大阪府及び当該事故防災関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを搬送する。

#### (7) 応急復旧用資機材の確保

市、大阪府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

泉南警察署、防災関係機関、当該事故防災関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2 事故処理

当該事故関係機関は、泉南警察署、防災関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

## 第 4 節 その他災害応急対策

本地域防災計画においては、地震、風水害に加え、林野等の火災、危険物等災害、放射線災害、航空機災害、海上災害などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な事故が万一発生した場合に、住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第 3 編 災害応急対策」を準用し、関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

